



住所が新しくなります

平成8年にスタートした森田北東部土地区画整理事業が、平成31年2月に換地処分を迎える予定です。換地処分後は下記のように、住所の表記が変更になります。

■住所の表記について

換地処分に伴い、区画整理区域内にお住まいの方の住所表記が変更になります。新しい住所をご使用いただくのは、平成31年2月を予定しており、換地処分公告の翌日からになります。

■会社やお店の所在地について

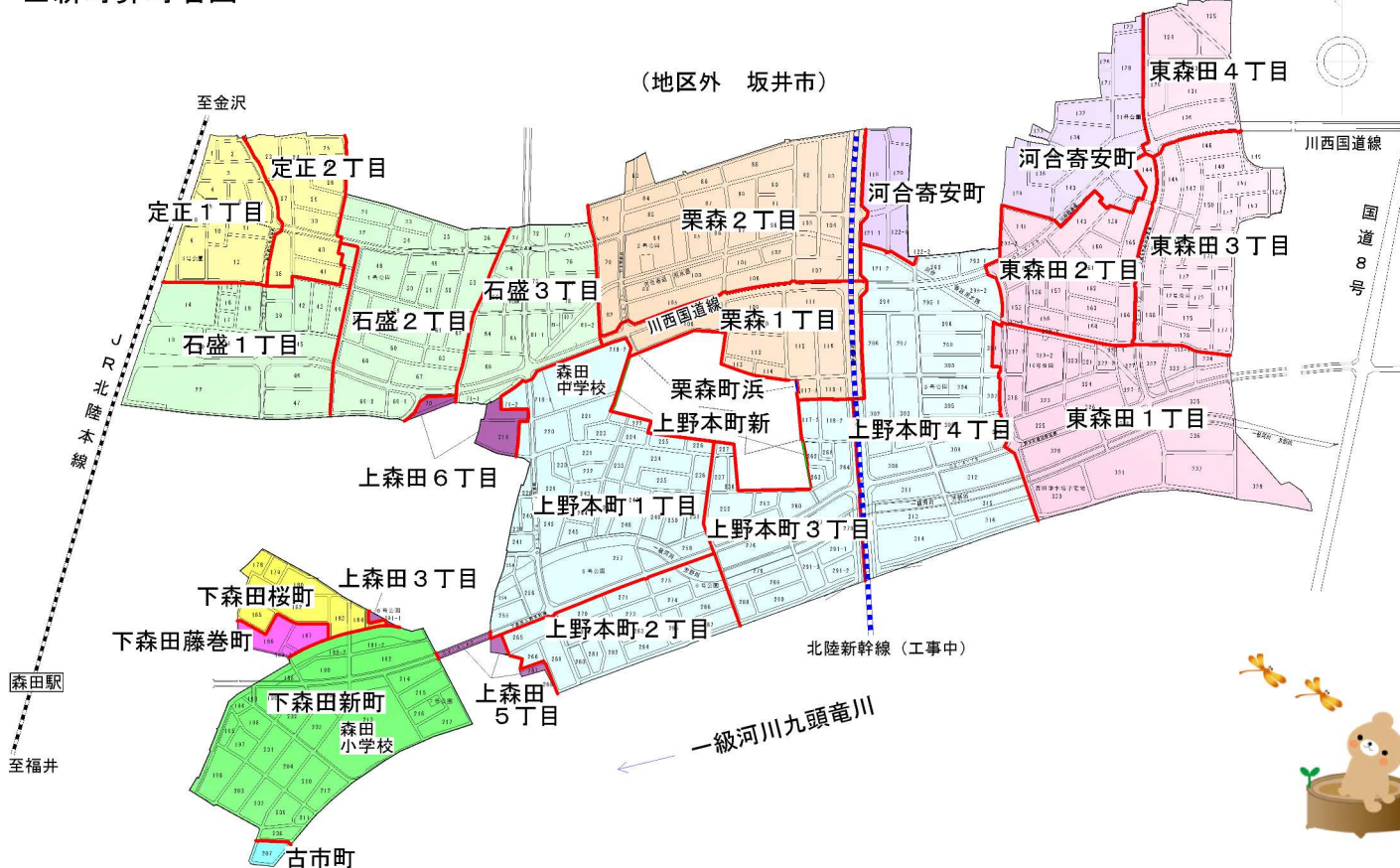
区画整理区域内に事業所がある会社・店舗の所在地も変更が必要になります。

会社・店舗の所在地については、複数の地番の上にまたがっている場合は、候補地番の中からご自身で選んでいただく必要があります。

候補地番につきましては、換地処分公告約1ヶ月前にご通知させていただきます。



■新町界町名図



この区画整理だよりは、福井市ホームページにも掲載しています。

発行：福井市役所 建設部 区画整理課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

電話：(0776)20-5470 FAX：(0776)20-5749

E-mail kukaku@city.fukui.lg.jp

HP <http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d380/kukaku/index.html>

福井市
売地
お問い合わせ先
区画整理課 20-5470

保留地好評
販売中です！

福井市 区画整理課

検索

